

第 25 号議案

神戸市水道条例の一部を改正する条例の件

神戸市水道条例の一部を改正する条例を次のように制定する。

令和 3 年 2 月 18 日提出

神戸市長 久 元 喜 造

神戸市水道条例の一部を改正する条例

神戸市水道条例（昭和 39 年 3 月条例第 46 号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定の下線又は太線の表示部分（以下第 1 号及び第 2 号において「改正部分」という。）及び改正後の欄に掲げる規定の下線又は太線の表示部分（以下第 1 号及び第 3 号において「改正後部分」という。）については、次のとおりとする。

- (1) 改正部分及びこれに順次対応する改正後部分が存在するときは、当該改正部分を当該改正後部分に改める。
- (2) 改正部分のみ存在するときは、当該改正部分を削る。
- (3) 改正後部分のみ存在するときは、当該改正後部分を加える。

改正後	改正前
	<p style="text-align: center;"><u>（前納料金）</u></p> <p><u>第 19 条 工事その他の理由により一時的に給水を受けようとする者は、給水申込みの際、管理者が定める料金を前納しなければならない。</u></p> <p><u>2 管理者は、必要と認めるときは、前納料金を還付し、又は追徴することができる。</u></p> <p><u>3 管理者は、給水を廃止した場合は、前納料金を精算し、過不足のあるときは、還付し、又は追徴する。</u></p> <p><u>4 管理者は、第 1 項の規定にかかわらず、官公署、官公立学校又は官公</u></p>

第19条, 第19条の2 [略]

立病院に給水する場合は, 前納料金を徴収しないことができる。

第19条の2, 第19条の3 [略]

附 則

(施行期日)

- 1 この条例は, 令和3年4月1日から施行する。

(経過措置)

- 2 この条例による改正前の神戸市水道条例第19条第1項の規定により前納された料金に係る精算又は還付若しくは追徴については, なお従前の例による。

理 由

前受水道料金制度を廃止するに当たり, 条例を改正する必要があるため。